

洲本市／淡路島テレビジョン加入契約約款

(令和6年4月改訂第10版)

洲本市と洲本市が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

（洲本市の提供するサービス）

第1条 洲本市は業務区域内の加入者に以下のサービスを提供します。

（1）放送法（昭和25年法律第132号）に定める基幹放送事業者の放送のうち、洲本市が定めるテレビジョン放送及びFM放送を、有線により同時再送信するサービス

（2）放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）に定める自主放送サービス

（3）上記サービスに付帯するサービス業務（契約の単位）

第2条 加入契約は、引込線1回線ごとに行います。引込線1回線により複数の世帯が加入する集合住宅の場合は、当該集合住宅のオーナーまたは管理者が一括して加入契約を締結します。なお、世帯とは同一の住居に生計を同じくするものの集団をいい、同一家屋内での同一の生計を営む2以上の世帯は1世帯とみなします。（契約成立）

第3条 加入契約は、加入申込者が本約款を承認の上、洲本市CATV施設の設置及び管理に関する条例（平成20年洲本市条例第45号）（以下「条例」という。）の指定管理者に指定された株式会社淡路島テレビジョン（以下「CATV」という。）所定の加入申込書に必要事項を記入し、CATVがこれを承諾した時に成立するものとします。ただし、引込線を敷設し、及び保守することが技術上困難になった場合は、CATVは、加入承諾を撤回することができるものとします。（契約の有効期限）

第4条 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了10日前までにCATV、加入者いずれからも文書による契約解除の意思表示がない場合には、引き続き1年間の期間をもって自動延長するものとし、以後も同様とします。

（加入契約金）

第5条 加入者は加入契約時に、別表に定める加入契約金を支払うものとします。

2 洲本市はいかなる場合においても、納付された加入契約金は還付しないものとします。（端末機器の貸与）

第6条 洲本市は特別な場合を除き加入者にターミナルアダプタ及びFM告知端末機を貸与し、使用料は無料とします。

2 加入者は、貸与を受けた機器を善良なる管理者の注意をもって、その用途に従って使用するものとし、加入者の故意、または過失による端末機の故障、破損、損失等の場合は、その実費相当分を洲本市に支払うものとします。

3 加入者は、解約、解除により加入契約が終了した時には、ただちに貸与を受けた機器を洲本市に返還するものとします。（使用料）

第7条 加入者は洲本市に対し、次の通り使用料を支払うものとします。この約款に表示された金額は消費税相当分を含むものとします。

（1）基本使用料は、特別な場合を除き1加入申込につき月額1,570円とします。ただし、集合住宅の場合にあってはこの限りではありません。

2 加入者は、基本使用料を加入の日の属する月から解約の日の属する月まで支払うものとします。

3 機器の点検及び事故等により放送を中断しても使用料は減額いたしません。

4 洲本市が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分（2か月にわたり引き続き10日以上20日未満行わなかった場合は、初月分）の使用料は無料とします。

5 社会経済情勢の変動、サービス内容の拡充などにより、使用料を改定することができます。その場合は1か月前までに加入者に通知します。加入者は改定日の属する月から改定後の使用料を支払うものとします。

6 洲本市が設定した各使用料の中にはNHKのテレビ受信料（衛星放送受信料も含む。）は含まれておりません。

7 BS放送及びCS放送の有料番組の視聴には、別

途契約（有料）が必要となります。（使用料等の支払方法）

第8条 加入者は、加入契約金、使用料及びその他の条項に定めた費用等について、別途洲本市が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。（遅延利息）

第9条 加入者が前条に定める使用料の支払いを期日より遅延した場合は、洲本市債権の管理に関する条例（平成20年洲本市条例第49号）の規定により計算した遅延金を支払期日の翌日から、支払日までの期間に応じて支払うものとします。（施設の施工）

第10条 加入者が洲本市のサービスを受けるために必要な施設の設置、保守等の工事は、洲本市所定の使用機器、工法等により全て洲本市及びCATV（以下「洲本市等」という。）が指定する業者が行うものとします。

2 洲本市等は、施設の設置、保守等の工事を行うため必要があるときは、加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれらを無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他の利害関係人があるときは、加入者はあらかじめ工事等に必要な承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関しては、その責任を負うものとします。（工事負担金）

第11条 洲本市は放送センターからクロージャまでの施設（以下「CATV基幹施設」という。）の設置に要する負担金を負担するものとします。

2 最寄のクロージャから光回線終端装置（以下「ONU」という。）までの引き込み（以下「引込施設」という。）に要する負担金については、加入者が負担するものとします。ただし、加入者はこれに要する費用のうち、標準工事の場合は別表に定める引込工事負担金を支払うものとします。また、特別の引込線を敷設するために標準外の工事費が必要な場合は、洲本市は当該加入者との協議により特別引込工事費の支払いを求めるものとします。

3 加入者は、ONUの出力端子以降の施設（以下

「加入者宅内施設」という。）を設置し、これに要する費用（以下「宅内工事費」という。）を負担するものとします。なお、洲本市が貸与するターミナルアダプタ及びFM告知端末機の設置に要する費用についても加入者が負担するものとします。（施設の所有区分）

第12条 CATV基幹施設は洲本市がこれを所有し、CATVが維持管理するものとします。

2 加入者が費用負担した引込施設は加入者の所有とし、加入者の費用負担のない引込施設は洲本市所有とします。

3 加入者宅内施設は、加入者が所有するものとします。ただし、ターミナルアダプタ及びFM告知端末機については洲本市が所有するものとします。（施設の維持管理）

第13条 施設の維持管理は、洲本市の所有する施設についてはCATVが行うものとし、加入者の所有する施設については加入者が行うものとします。ただし、加入者が所有する引込施設については加入者の申出によりCATVが管理できるものとします。（サービス提供の一時休止及び再開）

第14条 加入者は洲本市が行うサービスの提供の一時休止又はその再開を希望する場合には、直ちにCATVにその旨を文書により申し出るものとします。この場合は、休止した日の属する月の翌月分から基本使用料を無料とし、再開の申出のあった日の属する月から基本使用料を支払うものとします。ただし、休止の有効期間は使用休止届が承認された翌月の属する年度の末日までとします。

2 前項の休止又は再開を希望する者は、別表に定める手数料を支払うものとします。

3 第1項の一時休止期間は1年を超えないものとし、この期間を超えた場合は、加入を解除するものとします。ただし、休止期間満了時までに休止の休止届けがあった場合は、1年を超えない範囲内において、休止期間を延長することができます。（施設の故障等に伴う責任分担）

第15条 洲本市は加入者から洲本市が提供するサービスの受信に異常の申し出があった場合には、これを調査し、必要な処置を講じるものとします。

2 加入者は、サービスの受信に異常を生じている原因

が加入者宅内施設の故障等にある場合は、修復に要する費用を負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意又は過失により C A T V 基幹施設に故障が生じた場合は、この修復に要する費用を負担するものとします。

4 第 2 項及び第 3 項に掲げる故障、破損、滅失等により洲本市等が損害を被った場合、洲本市等は当該加入者に対し賠償を求めるものとします。

(サービスの一時中断、放送内容の変更)

第 16 条 洲本市は、C A T V 基幹施設の維持管理の必要上、やむを得ずサービスの提供を一時中断することができます。この場合、洲本市は事前に加入者にその旨を通知しますが、緊急やむを得ない場合は通知しないことがあります。

2 洲本市は都合により放送内容を変更することができます。

(免責事項)

第 17 条 洲本市は、前条に定めるサービスの一時中断、放送内容の変更及び天災、事変その他洲本市の責に帰すことのできない事由によるサービス提供の停止に基づく損害には応じません。

(設置場所の変更等)

第 18 条 加入者は A T V に文書で申し出ることにより、洲本市の業務区域内で受信施設の設置場所を変更できるものとします。その変更に要する費用は加入者が負担するものとします。

(名義変更)

第 19 条 加入者の名義は、次の場合に変更できるものとし、この場合は新しく加入者となる者が A T V の定める加入者名義変更届を A T V に提出するものとします。

(1) 相続により名義を変更するとき

(2) 法人たる加入者が合併又は組織変更により□□商号を変更するとき

2 個人たる加入者が改姓・改名した場合及び法人たる加入者が単に称号を変更した場合においても、前項の加入者名義変更届の提出を必要とします。

(加入申込書記載事項の変更)

第 20 条 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、A T V が定める様式により変更の申し出を行い、A T V がこれを承諾したときは

サービス内容が変更されるものとします。

(無断使用等の禁止)

第 21 条 加入者がテープ、配線等により洲本市が提供するサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

(加入契約の解約、契約期間満了)

第 22 条 加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 10 日以前に文書により A T V にその旨を申し出るものとします。

2 解約の場合、加入者は第 7 条の規定による使用料を解約の日が属する月分まで支払うものとします。ただし前納している場合は、解約の日が属する月の翌月以降の分を払い戻すものとします。

3 第 1 項に規定する解約の場合、洲本市は不用となつた引込施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

4 契約期間満了及び A T V が何らかの事由により契約を解除することで本契約が終了したときも前 2 項と同様とします。

(加入者の義務違反による停止)

第 23 条 洲本市は、次に定める項目に該当する場合にサービスの提供を停止し、又は加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 加入者がこの約款に違反したとき。
- (2) 施設等の管理上特に支障があるとき。
- (3) 公益の確保のため、特に必要があるとき。
- (4) 加入者が設備を故意に破損したとき。
- (5) 加入者が 3 か月以上にわたり使用料を納付しないとき。
- (6) 前各号のほか、加入者が洲本市の事業遂行に著しい支障を及ぼしたとき。

(違反処分)

第 24 条 加入者が次の各号に該当した場合は、1 万円以下の金額を支払っていただくこととします。

- (1) この約款に規定する手続を経ないで、引込工事及び加入者宅内施設の工事を依頼した者並びに施工した者
- (2) 加入者の宅内施設に悪意をもって不正器具を使用した者

(3) 前 2 号のほか、この約款に違反した者

2 偽りその他不正行為により、使用料の徴収を免れた者は、当該免れた金額の 5 倍以下の金額を支払っていただくこととします。

(定めなき事項及び疑義)

第 25 条 この契約約款に定めていない事項、あるいは疑義が生じた場合は、洲本市、A T V 、加入者及び加入申込者はお互いに信義誠実の原則に基づき、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

(補則)

第 26 条 洲本市と A T V は放送法の規定に基づき本約款を改定することができます。

2 洲本市と A T V は特に必要があるときは、本約款に特約を付することができるものとします。

附 則 (一部改訂)

本約款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

別 表

「料金表」

加入契約金

加入契約金	1 加入 1 世帯につき 41,900 円
-------	--------------------------

使用料 (1 か月分)

基本使用料	1 口 1,570 円
-------	-------------

手数料

休止手数料	1 休止届けごとに 3,140 円。ただし、休止期間を延長する場合は除外。
再開手数料	1 再開届けごとに 3,140 円。ただし、引込工事を伴う再開は引込工事負担金を適用する。

工事費等

標準引込工事負担金	31,430 円
標準引込工事負担金 (D-O N U 追加)	15,710 円
特別引込工事費	実 費